

平成25年度静岡市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数 1,006床

一般病床 1,000床

感染症病床 6床

(2) 患者数 年間延患者数

入院 306,158人 外来 500,200人

1日平均患者数

入院 838人 外来 2,050人

(3) 主要な建設改良事業 診療棟建設事業 301,600千円

設備改造事業 220,000千円

医療器械等購入 1,320,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益 29,119,000千円

第1項 医業収益 26,686,618千円

第2項 医業外収益 2,419,649千円

第3項 特別利益 12,733千円

支 出

第1款 病院事業費用 29,119,000千円

第1項 医業費用 28,132,657千円

第2項 医業外費用 984,343千円

第3項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,476,459千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	786,541千円
第1項 企業債	607,000千円
第2項 出資金	160,600千円
第3項 固定資産売却代金	2,477千円
第4項 貸付金返還金	2,408千円
第5項 基金運用収入	56千円
第6項 その他収入	14,000千円

支 出

第1款 資本的支出	3,263,000千円
第1項 建設改良費	1,841,600千円
第2項 貸付金	196,600千円
第3項 企業債償還金	1,224,744千円
第4項 基金積立金	56千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	集中治療室等整備事業費 (清水病院)	753,000	平成25年度	301,600
				平成26年度	451,400

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療機器購入費 (静岡病院)	平成26年度	500,000千円
医療機器保守経費(平成25年度購入分) (静岡病院)	平成26～32年度	360,000千円
市政総合ネットワークシステム機器設置費(第2期分) (静岡病院・清水病院)	平成26～30年度	3,685千円
生化学分析装置設置費 (清水病院)	平成26～30年度	108,000千円
医療機器設置費(その4) (清水病院)	平成26～30年度	100,000千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
熱源機器 改修事業 (清水病院)	195,000千円	1 借入先 政府、銀行その他	7%以内 (ただし、利率見直し方式	融通条件の定め のある資金につい ては、その融通条件 により、その他の資 金については相手 方との協定による ものとする。
集中治療室等 整備事業 (清水病院)	162,000千円	2 借入方法 普通貸借又は 債券発行	で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率とする。)	ただし、財政の都 合により据置期間 及び償還期間を短 縮し、若しくは繰上 償還又は低利債に 借換をすることが できる。
医療機器 整備事業 (清水病院)	250,000千円	3 借入時期 平成25年度 ただし、事 業進ちよく又 は財政その他 の都合により、 起債額の全部 又は一部を翌 年度に繰り延 べて借り入れ ることができる。		

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 11,664,000千円

(2) 交際費 600千円

(他会計からの補助金)

第11条 病院事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

271,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、7,814,245千円と定める。

(重要な資産の取得)

第13条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	遠隔操作型内視鏡下手術システム	一 式

平成25年2月15日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

平成25年度静岡市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数 | 288,264戸 |
| (2) 年間総給水量 | 82,515,726m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 226,070m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |

拡張事業費・配水管布設費・施設費 5,201,631千円

静岡清水送水ルート整備事業、鎌田配水場築造工事、

由比第1浄水場改修工事及び管網整備等

送配水管布設 15,391m

導送配水管布設替 13,770m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	10,294,000千円
第1項	営業収益	10,233,167千円
第2項	営業外収益	52,543千円
第3項	特別利益	8,290千円
支 出		
第1款	水道事業費用	9,781,000千円
第1項	営業費用	8,583,766千円
第2項	営業外費用	1,196,234千円
第3項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,967,000千円は、減債積立金818,808千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額231,408千円及び過年度分損益勘定留保資金3,916,784千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		2,415,000千円
第1項 企 業 債		2,200,000千円
第2項 固 定 資 産 売 却 代 金		4千円
第3項 国 庫 支 出 金		50,000千円
第4項 他 会 計 支 出 金		30,320千円
第5項 負 担 金		134,676千円
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		7,382,000千円
第1項 建 設 改 良 費		5,283,619千円
第2項 企 業 債 償 還 金		2,097,381千円
第3項 予 備 費		1,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額 千円	年度	年割額 千円
1 資本的支出	1 建設改良費	庵原配水場改修工事	1,301,000	25年度	0
				26年度	1,237,000
				27年度	64,000
		清水区興津井上町 導水管布設替工事	600,000	25年度	60,000
				26年度	420,000
				27年度	120,000
		上下水道局 庁舎建設事業	3,363,000	25年度	0
				26年度	1,421,000
				27年度	1,942,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市政総合ネットワークシステム機器設置費（第2期分）	平成26～30年度	2,152千円
上下水道ビジョン策定支援業務費	平成26年度	12,130千円
上下水道局庁舎建設用地取得に係る物件移転補償	平成26～27年度	22,487千円
上下水道局庁舎建設用地取得費	平成26～27年度	9,862千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	2,200,000千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 平成25年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換をすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,705,211千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第11条 藁科地区水道整備事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、30,320千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、17,397千円と定める。

平成25年2月15日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

平成25年度静岡市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	235,500戸
(2) 年間総処理水量	137,377,000m ³
(3) 一日平均処理水量	376,000m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道整備事業	8,308,556千円
下水道管渠布設等	30,880m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	18,513,000千円
第1項 営業収益	15,097,467千円
第2項 営業外収益	3,415,533千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	18,317,000千円
第1項 営業費用	14,242,952千円
第2項 営業外費用	4,073,048千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,675,000千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額327,664千円、過年度分損益勘定留保資金627,585千円、当年度分損益勘定留保資金7,719,700千円及び資本剰余金（受益者負担金）50千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	10,000,000千円
第1項 企 業 債	5,806,200千円
第2項 出 資 金	1,023,200千円
第3項 固定資産売却代金	1千円
第4項 国庫（県）支出金	2,768,090千円
第5項 負 担 金	402,509千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	18,675,000千円
第1項 建 設 改 良 費	8,811,461千円
第2項 企 業 債 償 還 金	9,862,000千円
第3項 受益者負担金返還金	50千円
第4項 その他資本的支出	489千円
第5項 予 備 費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道ビジョン策定支援業務費	平成26年度	13,020千円
市政総合ネットワークシステム機器設置費（第2期分）	平成26～30年度	2,152千円
旧静清流域下水道に係る県債償還金負担金	平成26～32年度	610,603千円
公共下水道建設事業費	平成26年度	2,440,600千円
	平成26～27年度	1,097,200千円
	平成26～28年度	6,771,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	5,806,200千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 平成25年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,699,565千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、19,000千円である。

平成25年2月15日提出

静岡市長 田 辺 信 宏